

00740

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目

次

告

示

国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

保険医療機関の指定

保険医の登録

土地改良区の設立の認可

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業の認可

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日に当たるときは、その翌日)

告 示

鳥取県告示第三百六十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)第三十九条第三項の

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定
- 建築基準法に基づく道路の位置の一部廃止

規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取縣知事
石破二郎

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥国医第一五八三号	田口公子	昭和四十六年三月二十五日
鳥国薬第二五四号	渡辺陽子	"
鳥国医第一五八四号	石崎文子	"
	四月五日	二十七日

鳥取県告示第三百六十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十一日

鳥取縣知事
石
破
二
郎

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名	指定年月日
坂本 医院	鳥取市元町二七二	外科、整形外科、内科、小兒科、皮膚科	坂本 義博	昭和四十六年 四月一日

鳥取県告示第三百六十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四百三十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の

指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十号）第九条の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

氏名	住所	登録の記号及び番号	登録の年月日
石崎 文子	米子市愛宕町六八	鳥医第一五八四号	昭和四十六年四月五日

鳥取県告示第三百六十七号

八頭郡郡家町大字大坪七十六番地中本長寿はか二十三人の者から設立認可申請のあつた郡家土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第一項の規定に基づき、北条土地改良区の定款の変更を昭和四十六年四月十三日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百六十九号

大河内土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（大河内地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）

第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十号

江府町長から申請のあつた江府町営土地改良（武庫地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十一号

鳥取市長から申請のあつた鳥取市営土地改良（金沢地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十二号

鳥取市長から申請のあつた鳥取市営土地改良（北村地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十三号

鳥取市長から申請のあつた鳥取市営土地改良（東桂見地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十五号

鳥取市長から申請のあつた鳥取市営土地改良（上味野地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十六号

鳥取市長から申請のあつた鳥取市営土地改良（賀露地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十七号

鳥取市長から申請のあつた鳥取市営土地改良（伏野地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十六年四月二十日

鳥取県告示第三百七十八号

倉吉市長から申請のあつた倉吉市営土地改良（大平地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事
石破二郎

昭和四十六年四月二十日

鳥取縣告示第三百七十九号

中山町長から申請のあつた中山町営土地改良（羽出井地区かんがい排水

事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取縣知事
石
破
二
朗

鳥取県告示第三百八十三号

鳥取県告示第三百八十号

名和町長から申請のあつた名和町営土地改良（豊成地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県知事
石破二朗

鳥取県告示第三百八十一号

福部村長から申請のあつた福部村営土地改良（湯山地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月三十日

鳥取縣告示第三百八十二號

青谷町長から申請のあつた青谷町営土地改良（藏内地区農道整備）事業

は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

11

鳥取県告示第三百八十三号

青谷町長から申請のあつた青谷町営土地改良（河原地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県知事
石
破
二
朗

鳥取県告示第三百八十四号

三朝町長から申請のあつた三朝町営土地改良（今泉地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百八十五号

三朝町長から申請のあつた三朝町営土地改良（本泉地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百八十八号

青谷町長から申請のあつた青谷町営土地改良（白髪山地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百八十六号

青谷町長から申請のあつた青谷町営土地改良（尾峰地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百八十九号

氣高町長から申請のあつた氣高町営土地改良（陸逢地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百八十七号

青谷町長から申請のあつた青谷町営土地改良（池谷地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

00746

第4232号 (第三種郵便物認可)

7 昭和四十六年4月20日 火曜日 鳥取県公報

鳥取県告示第三百九十九号

江府町長から申請のあつた江府町営土地改良（洲河崎地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百九十一号

江府町長から申請のあつた江府町営土地改良（俣野地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百九十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年四月十三日から用途廃止した。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 積 面 方 メ ト ル ル)	用 途
鳥取市正蓮寺字小丸山二四五ノ二番地先から二四五ノ二番地先まで	七一・二九	道路敷	

鳥取県告示第三百九十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年四月十三日から用途廃止した。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百九十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱十六号と一号を結んだ線に囲まれた区域

場	所	(面 積 面 方 メ ト ル ル)	用 途
鳥取市相生町三丁目四〇一一番地先から三〇〇ノ五番地先まで	三七〇・一〇	道路敷	
四九九ノ三番地先まで	三九三・三〇		
二〇〇ノ一一番地先	五九・二二		
四一八番地先から四九九ノ三番地先まで	"		
四九九ノ三番地先まで	一〇三九・三四		
四〇〇ノ三二一番地先	一九・〇〇	水路敷	
二二六ノ二一番地先	六七・八七		
"	"		

東伯郡	町村	大字	字	地番	標柱番号
泊村	園	西川		七四一	一号
				七四五ノ一	二号及び十五号
				七四七ノ一	三号、四号、十三号及び十四号
				七五五ノ一	五号から十号まで及び上二号
				七六八	七六八
				七四五ノ二	十六号
				七六九	十一号
八橋急傾斜地崩壊危険区域					
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱八号と一号を結んだ線に囲まれた区域					
郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
東伯郡	東伯町	八橋	大日峯	五五五	一号、二号及び八号
				無番地	三号
				五四七	四号
				五四八	五号
				五五一ノ一	六号
				五五三	七号
亀崎急傾斜地崩壊危険区域					
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱二十二号と一号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱三十三号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱三十五号と二十三号を結んだ線に囲まれた区域					
郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
東伯郡	赤崎町	別所	笠取坂峯	五四六	一号

赤崎 東松谷	六次一	九号
別所 篠取坂峯	七九〇ノ二	十一号及び十七号
上平畑	七九一	十二号
篠取坂峯	五〇二ノ一	十三号、十四号及び十五号
篠取坂峯	五四四ノ一	三十二号
松谷 海道之上	五〇四	二十三号から二十九号
五〇四	三十号	まで及び三十三号から三十五号まで
五〇五	三十一号	
五〇四次一	三十二号	

亀崎急傾斜地崩壊危険区域

四	松谷 海道之上	五〇四	まで及び三十三号から
尾張急傾斜地崩壊危険区域	五〇四内	第三	三十五号まで
	五〇四五	三十号	
	五〇四次一	三十二号	
	五〇四次一	三十一号	

四〇二内一 四号

四〇六一一 五号

四一二一一 六号及び十三号

四一七一三 七号、八号、十一号及び

十二号

四一九 九号

四二〇内一 十号

四〇六一四

四〇四

四〇二 十六号

十四号

十五号

申請人の住 所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市末広温泉町	鳥取市正蓮寺字小丸山	幅員 五メートル 六メートル
有限会社東信商事	二四五ノ一一地先農道の一部	
代表取締役	二四五ノ一一地先農道の一部	
田 村 梅 治	字細谷一六一ノ一の一部	
"	一六一ノ一地先雑種地の一部	
"	字前田一二七ノ三三の一部	

鳥取県告示第三百九十六号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき昭和四十三年七月二十六日指定した道路の位置の指定の一部を次のとおり廃止したので、建築基準法施行細則（昭和三十五年十二月鳥取県規則第八四七号）第十三条の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住 所及び氏名	道路位 置の指 定の廢 止場 所	廢 止する道 路の幅 員及び延 長
鳥取市末広温泉町 有限会社東信商事	鳥取市正蓮寺字前田一二七ノ一〇の一部 一二七ノ一一	幅員 五メートル 五・〇メートル
田 村 梅 治	一二七ノ一五	延長 七〇・五メートル

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次とおり昭和四十六年四月十日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。
その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所

鳥取県鳥取市東町一丁目 烏

取

県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】

一一七ノ一七
一一七ノ一八
一一七ノ一九の一部
一一七ノ三四
一一七ノ三五
一一七ノ三六
一一七ノ三七
一一七ノ三八
一一七ノ四五
一一七ノ四四
一一七ノ四六
一一七ノ四七
一一七ノ四八
一一七ノ四九